

千葉市における下水道使用料のあり方

《本市の下水道使用料の現状》



令和元年12月19日（木）

令和元年度（2019年度）第2回千葉市下水道事業経営委員会

目次

1	公営企業の原則	3
2	下水道使用料の基本原則	4
3	下水道使用料制度	5
4	二部使用料制のイメージ	6
5	千葉市の下水道使用料体系	7
6	下水道使用料の計算例	9
7	他都市との使用料制度比較	10
8	使用料収入と有収水量の推移	12
9	世帯数と世帯人員の推移	13
10	人口の推移	14
11	年度別水量<家事用・家事用以外>	15
12	下水道財政をめぐる動向	16



1 公営企業の原則

独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される。

「雨水公費・汚水私費の原則」と「受益者負担の原則」

雨水の処理に要する経費→一般会計（公費）、汚水の処理に要する経費→使用料（私費）で賄われる。この費用負担の原則を「雨水公費・汚水私費の原則」という。

【雨水】

雨水は汚水と異なって自然現象によるものであり、雨水の処理により都市の浸水防止等の保全が果たされ、その受益が広く一般市民に及ぶことから、公費負担とされる。

【汚水：受益者負担（原因者負担）の原則】

下水道の利用者は、生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、汚水の処理は、私費（使用料）で負担する。



2 使用料の基本原則

徴収根拠及び設定の原則

●地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）

（料金）

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

●下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 （略）

●地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（中略）をもつてこれに充てなければならない。（以下略）

●千葉市下水道条例（昭和38年4月1日条例第16号）（抄）

（使用料）

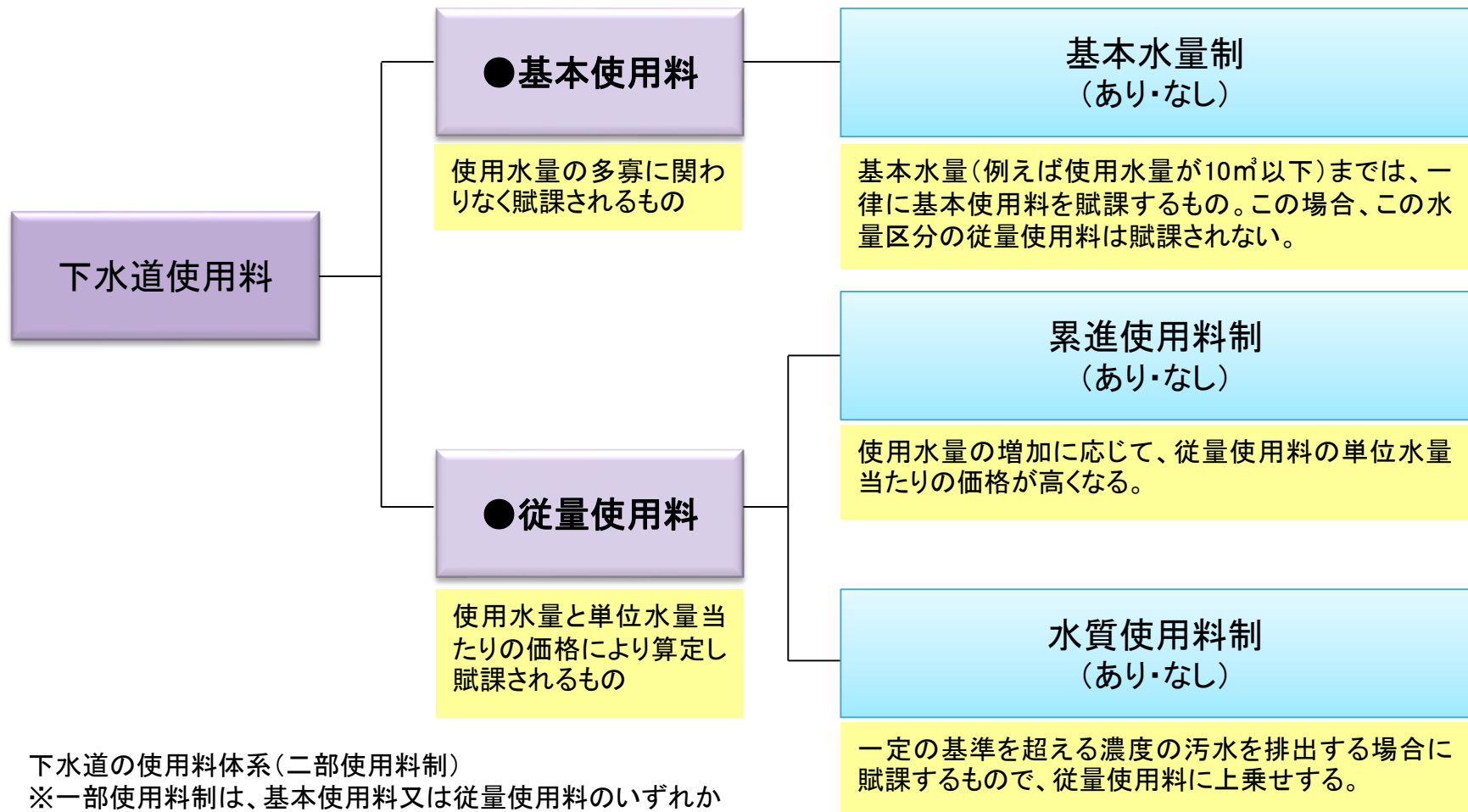
第12条 使用者は、使用料を納入しなければならない。

2 （略）



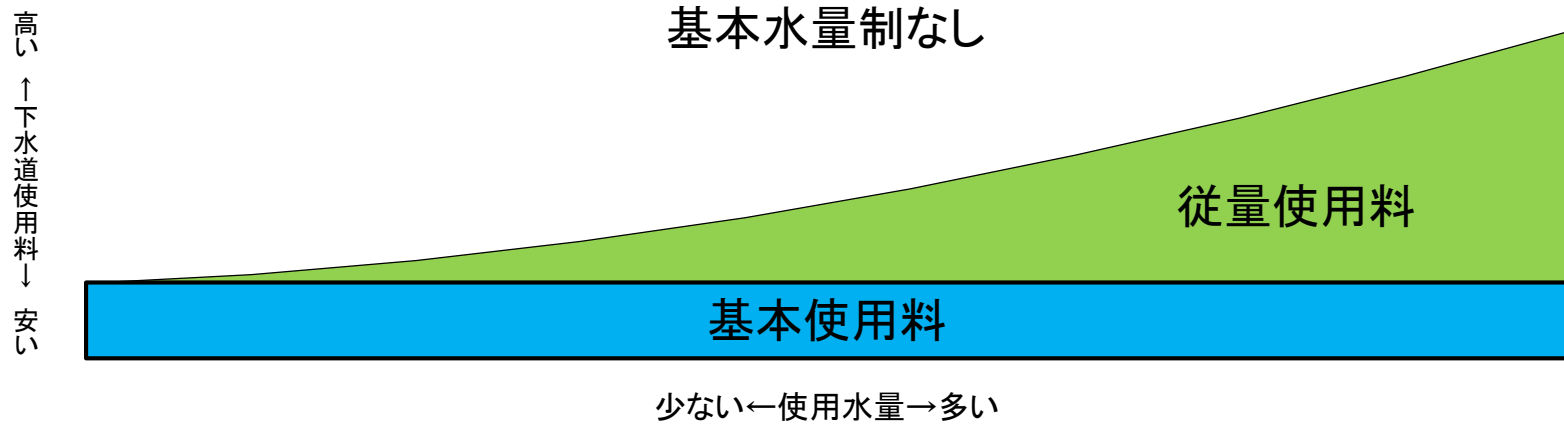
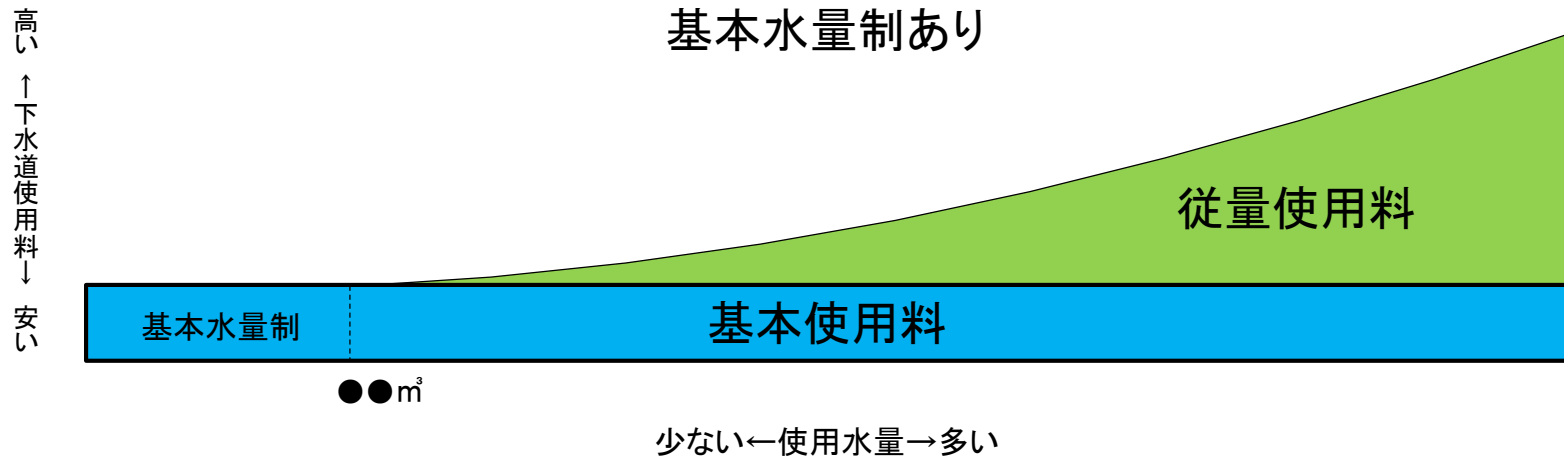
3 下水道使用料制度

下水道法第20条第2項で定めている使用料の原則を踏まえて、下水道使用料の算定を行うに当たり、公益社団法人日本下水道協会から「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」が発刊されている。





4 二部使用料制のイメージ





5 千葉市の下水道使用料体系

一般汚水

- ▶ 基本使用料制（基本水量制なし）
 - ▶ 従量使用料制（累進使用料制あり・水質使用料制なし）の二部使用料制を採用
- 浴場汚水及び共用汚水は、従量使用料（累進使用料制なし・水質使用料制なし）の一部使用料制を採用

一般汚水（1か月当たり）

区分	水量ランク	使用料（税別）
基本使用料	-m ³	580円
従量使用料	1～5m ³	15円
	6～10m ³	17円
	11～20m ³	111円
	21～30m ³	152円
	31～50m ³	188円
	51～100m ³	229円
	101～500m ³	267円
	501～1,000m ³	297円
	1,001～2,000m ³	329円
	2,001m ³ 以上	359円

本市では、使用水量が基本水量に満たない使用者の不公平感をなくすため、平成19年4月に基本水量制を廃止

浴場汚水（従量使用料・累進なし）

水量ランク	使用料（税別）
1m ³ 当たり	10円

千葉県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除される汚水。

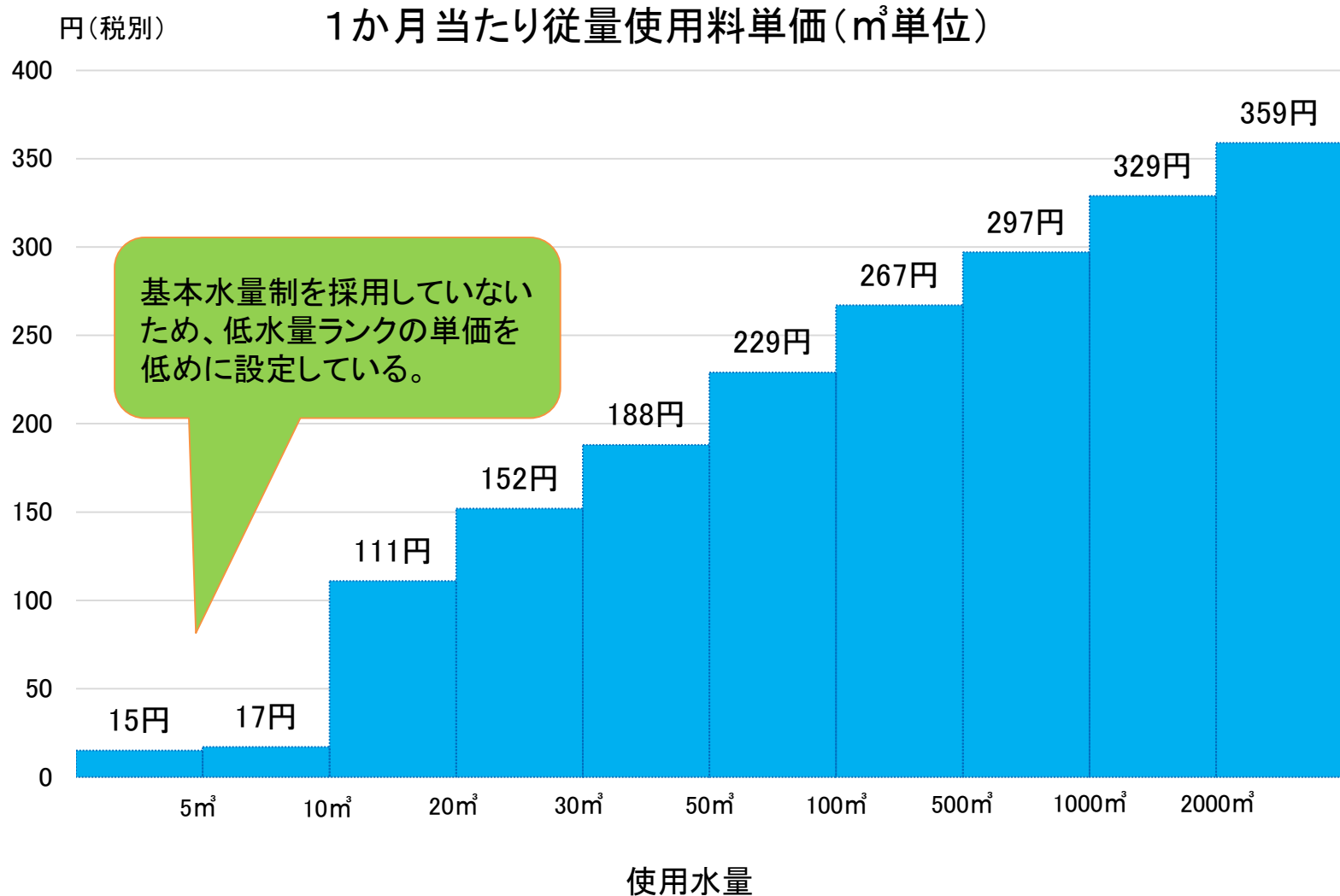
共用汚水（従量使用料・累進なし）

水量ランク	使用料（税別）
1m ³ 当たり	72円

アパートや学生寮等で個々の部屋に給水装置がなく、風呂、トイレ等を共同で使用しており、個々の汚水排除量が認定できない場合に適用。



5 千葉市の下水道使用料体系





6 下水道使用料の計算例

下水道使用料は2か月に1回、2か月分の使用水量を検針して、使用料を計算する。

【計算の流れ】

- ① 2か月分の検針水量を前月分と後月分に2等分し、それぞれの使用水量を算出。
(端数がある場合は、前月に加算。)
- ② 前月分と後月分について、それぞれの使用料を算出する。
基本使用料580円+使用水量に、水量に応じた従量使用料単価を乗じた金額+消費税(10%)
- ③ 前月分と後月分の使用料を合算。

2か月で45^m使用した場合、使用水量を、前月分23^mと後月分22^mに分けて計算

前月分23^mの計算

基本使用料 (0 ^m)	最初の5 ^m 分 (1~5 ^m 単価)	次の5 ^m 分 (6~10 ^m 単価)	次の10 ^m 分 (11~20 ^m 単価)	残りの3 ^m 分 (21~30 ^m 単価)
580円 A	15円/ ^m ×5 ^m 75円 B	17円/ ^m ×5 ^m 85円 C	111円/ ^m ×10 ^m 1,110円 D	152円/ ^m ×3 ^m 456円 E

A + B + C + D + E

消費税相当額
(10%)

下水道使用料

2,306円

+

230.6円

=

2,536.6円

→

2,536円
(1円未満切り捨て)

後月分22^mも同様に使用料を計算し、前月分と後月分を合算して、2か月分の下水道使用料を算出。



7 他都市との使用料制度比較

1か月当たり下水道使用料(一般汚水)

令和元年7月1日現在(小数点未満切り捨て・税別)

No.	団体名	基本水量制	基本使用料	水量区分数	最小ランク単価	最高ランク単価	逓増度	20㎡使用料	直近改定年月
1	千葉市	-	580円	10	74円	359円	4.9	1,850円	平成26年4月
2	札幌市	10㎡まで	600円	8	60円	237円	4.0	1,270円	平成9年4月
3	仙台市	10㎡まで	703円	9	70円	420円	6.0	1,743円	平成14年6月
4	さいたま市	-	666円	9	83円	413円	5.0	2,236円	平成26年7月
5	横浜市	8㎡まで	630円	11	78円	472円	6.1	1,850円	平成13年4月
6	川崎市	8㎡まで	660円	11	82円	475円	5.8	1,960円	平成16年4月
7	相模原市	8㎡まで	686円	9	85円	237円	2.8	1,851円	平成25年4月
8	新潟市	10㎡まで	1,190円	5	119円	314円	2.6	2,770円	平成16年7月
9	静岡市	-	925円	9	127円	220円	1.7	2,525円	平成18年6月
10	浜松市	-	1,110円	11	151円	212円	1.4	2,680円	平成29年10月
11	名古屋市	10㎡まで	560円	7	56円	254円	4.5	1,640円	平成12年1月
12	京都市	5㎡まで	650円	9	130円	218円	1.7	1,830円	平成25年10月
13	大阪市	10㎡まで	550円	10	55円	234円	4.3	1,160円	平成13年6月
14	堺市	-	665円	8	116円	395円	3.4	2,565円	平成29年10月
15	神戸市	10㎡まで	470円	9	47円	260円	5.5	1,450円	昭和61年5月
16	岡山市	-	538円	7	115円	424円	3.7	2,738円	平成20年6月
17	広島市	6㎡まで	695円	7	115円	344円	3.0	2,055円	平成20年7月
18	北九州市	10㎡まで	634円	7	63円	412円	6.5	2,044円	平成11年11月
19	福岡市	-	760円	9	89円	515円	5.8	2,410円	平成17年6月
20	熊本市	-	809円	7	94円	309円	3.3	2,133円	平成21年9月
21	東京都	8㎡まで	560円	9	70円	345円	4.9	1,880円	平成10年4月

備考

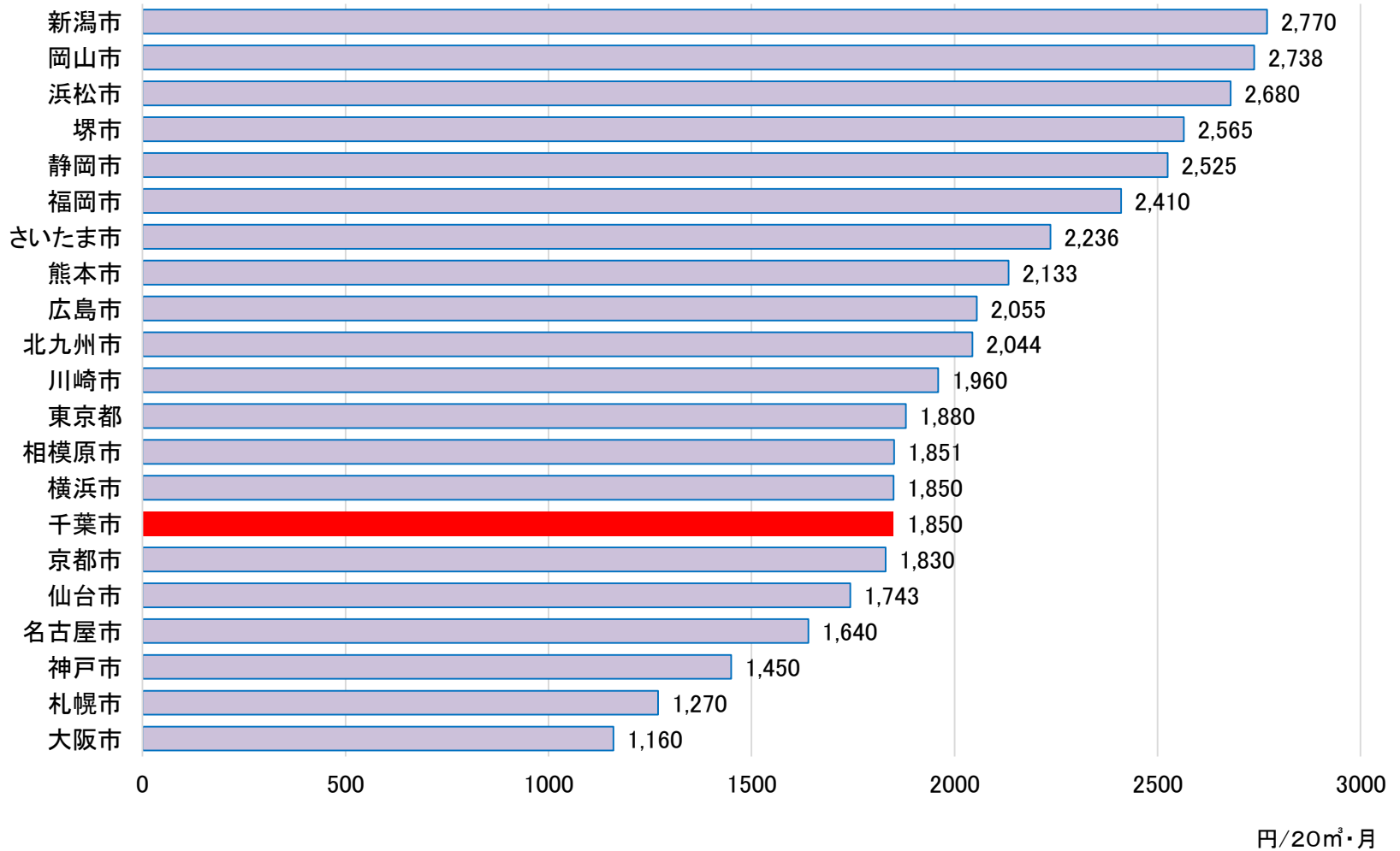
- 直近改定年月は消費税転嫁による改定を除く。
- 水量区分数について、基本水量制を採用している場合は、1区分としてカウントしている。
- 最小ランク単価について、基本水量制を採用している団体は、基本使用料を基本水量で除して算出し、基本水量制を採用していない団体は、10㎡/月の使用料の1㎡当たりの価格とした。
- 逓増度(最高ランク単価÷最小ランク単価)は小数点第1位未満を四捨五入している。



7 他都市との使用料制度比較

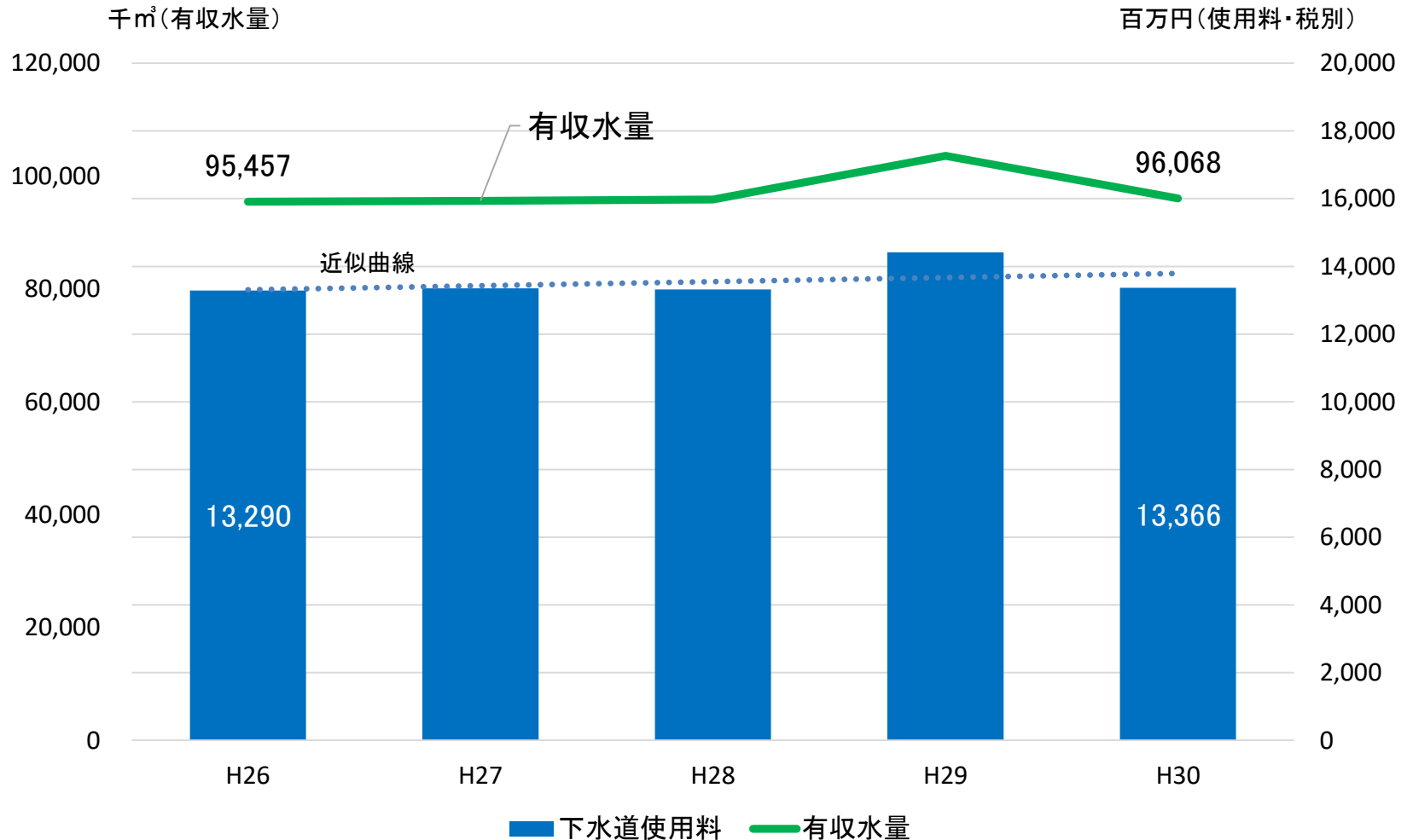
1か月当たり20m³使用料(一般)

令和元年7月1日現在(税別)



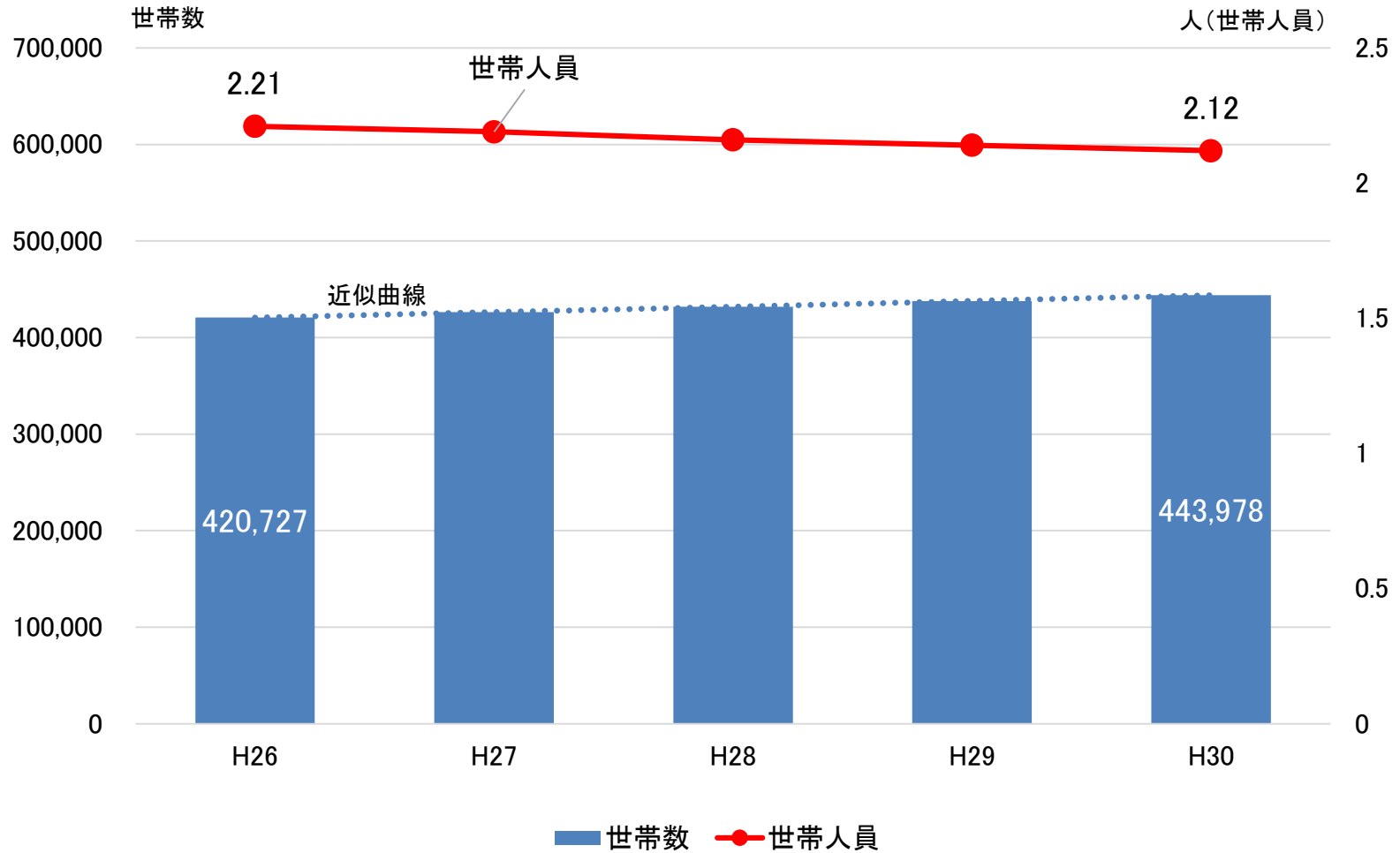


8 使用料収入と有収水量の推移



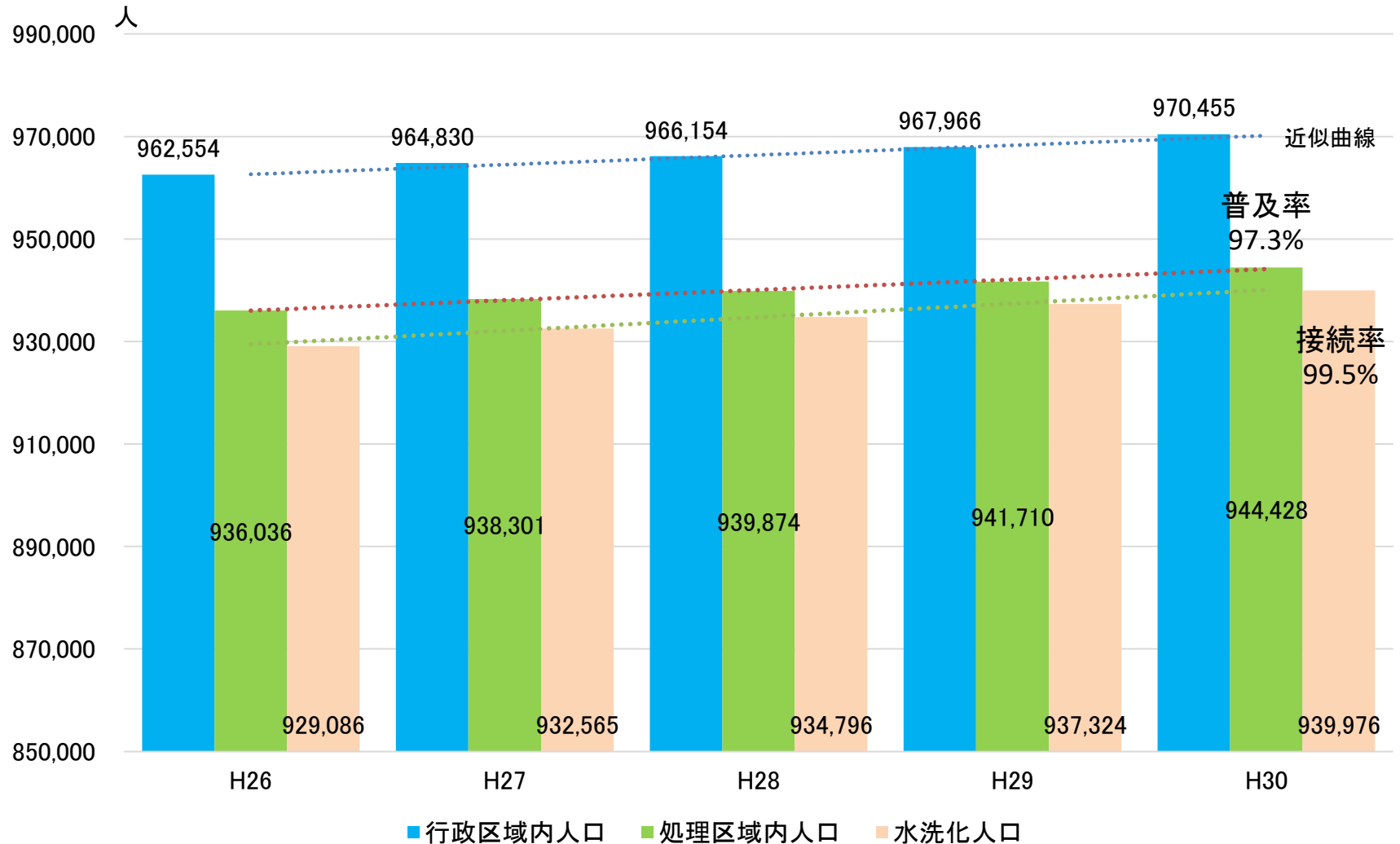


9 世帯数と世帯人員の推移



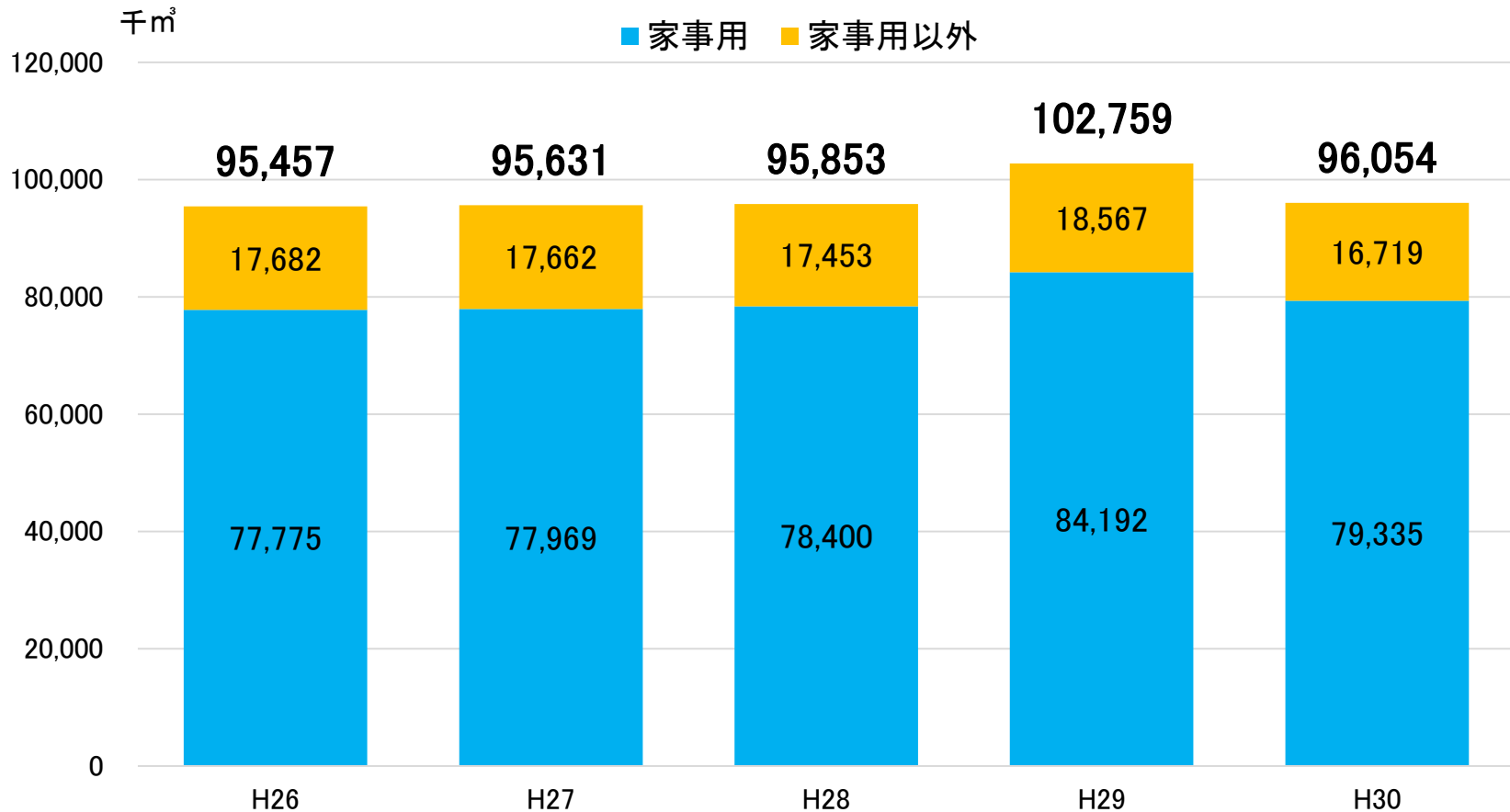


10 人口の推移





11 年度別水量＜家事用・家事用以外＞



家事用は個人(世帯)、家事用以外は法人で区分しています。



12 下水道財政をめぐる動向

財務省（財政制度等審議会）

【令和2年度予算の編成等に関する建議（令和元年11月25日）】

P38・39（3）公営企業改革（下水道事業）

（中略）公営企業繰出金の中で最も大きい下水道事業については、「雨水公費・汚水私費」の原則が掲げられている。他方、汚水処理に要する費用を使用料で賄っている割合は平均でも7割程度に過ぎず、汚水私費の原則が貫徹されているとは言い難い。汚水私費の原則に立ち戻り、公費の投入を抑え、受益と負担の対応関係の回復を図るためには、**汚水処理に要する費用の抑制を図るとともに、同費用を使用料で賄う割合を高める必要がある。**（中略）

地方公共団体の一般会計等からの繰入れ（公費投入）の抑制については、**当審議会がこれまで主張してきた基準外繰出金の廃止**はもちろんのこと、基準内繰出金についても、真に必要な範囲に限定されているか検証しなければならない。高資本費対策に要する経費への繰出しや分流式下水道に要する経費への繰出しについては、使用料が著しく高くないよう公費負担を行うものであるが、逆にこの公費負担が使用料引上げへの意欲を削ぐものになってはならない。例えば、**基準内繰出しの要件の一つである「経営努力」の基準となる使用料水準は平成18年（2006年）以降3,000円に据え置かれているが、足下の全国平均は既にこの水準を上回っている。**水洗化率（下水道接続率）の改善も含め、受益と負担の緊張関係に基づく経営努力が適切に行われるよう、**基準内繰出しの基準の見直し**を行う必要がある。

P53（2）料金収入等の活用

（中略）また、下水道事業では、汚水処理人口普及率が90%を超え、10年以内には汚水処理施設の概成が見通せる中で、いわゆる「雨水公費、汚水私費」の原則がある。この考えに沿って、広域化・共同化や、「公」と「民」の責任を明確化した上で、広く民間資金・ノウハウを活用した公民連携（PPP/PFI）導入やICT活用等により経営の効率化を進め、**国が各地方公共団体に対し、費用構造を踏まえた望ましい使用料体系の在り方を積極的に示していくべきである。**使用料の見直しに際しては、住民の生活にも配慮しつつ、施設ごとの公共性を踏まえ、**使用料収入を適切に確保し、管渠等に係る公費投入の効率化を図らねばならない。**それにより、地域の浸水被害の防止するための下水道の**雨水処理対策**について、**個別補助化等も活用して、公費を重点化**していくべきである。

国土交通省

【人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会】

国土交通省において、人口減少等の社会経済情勢の変化が下水道経営に及ぼす影響を可能な限り緩和し、下水道経営を健全化するため、下水道事業の費用構造を踏まえた望ましい下水道使用料体系を整理し、国が各自治体に対して提示することを通じて使用料の適正化に向けた取組を促すため、本検討が設置されており、年度内にとりまとめを行う予定。